

第6章

エチオピア・アムハラ州の土地法の概要

児玉 由佳

要約

エチオピアでは、長年土地不足の問題を抱えてきた。その中でも北部に位置するアムハラ州では人口密度も高く、農地面積は生計維持水準の広さしか確保できず、土地不足は深刻な状況にある。土地に関する紛争は、話し合いに基づいた慣習的な裁定では解決できず、訴訟が多数起きている。そのため、成文法が土地問題解決のために重要な役割を果たすことになると考えられる。本章では、アムハラ州の土地問題を概観したのち、アムハラ州で現在施行されている土地法である「アムハラ民族州政府農村部の土地管理および使用の修正に関する布告 No.133/2006」の概要を紹介する。

キーワード

エチオピア アムハラ州 土地法 土地不足

はじめに

エチオピアの人口は8432万人であり（CSA 2011）、アフリカ大陸ではナイジェリアに次ぐ規模である。しかし耕作適地といえる海拔1500m以上の高地地域は国土の45%にすぎず、そこに人口の5分の4が居住しているため、エチオピアは、長年土地不足の問題を抱えてきた（EPA 1997,41）。加えて、天水依存の農業が中心であり、不安定な降雨などが原因で繰り返し干ばつと飢饉を経験してきた（Lautze et al. 2003; Pankhurst 1985,145）。土地問題は、食料安全保障の問題と密接に関連する重要な国家問題となっている（Bahru Zewde 2002,241）。

本章で取り上げるアムハラ州は、特に人口密度が高く、すでに40年以上前から土地不足による訴訟問題の多発の報告があった（Hoben 1973）。筆者が2015年11月にアムハラ州の農村部で行った予備調査では、土地不足の問題は共同体の慣習では解決することができず、訴訟が多数起きていることが確認された。このような状況の中で、土地に関する成文法が土地問題解決のために重要な位置を占めるようになってきている。本章は、アムハラ州が現在抱えている土地問題を概観したのち、アムハラ州で現在施行されている土地法について理解を深めることを目的とする。

第1節 アムハラ州概観

1. アムハラ州の土地と人口に関するデータ

アムハラ州は、エチオピア北部に位置する州である。人口は、1887万人と全人口の22%を占め、面積も15万平方キロメートルと21%を占める。これは、人口3129万人、面積28万平方キロメートルを擁するオロミヤ州に次いでおり、エチオピア第二の規模の州である（CSA 2011）。

人口密度は1平方キロメートル当たり121.9人であり、これは、都市人口が過半を占めるハラリ州（628.9人）や、コーヒー生産地に人口が集中する南部諸民族州（163.9人）に次いで第3位の人口密度となる（表1参照）。なお、エチオピア全体の人口密度は1平方キロメートル当たり113.7人だが、特別行政都市である首都アディスアベバ（5770.5人）とディレダワ（248.3人）を除くと105.6人であり、アムハラ州はその約1.2倍の人口密度となる（CSA 2011）。

土地不足は、ハイレセラシエ I 世の帝政期にはすでに深刻な問題となっており、Hoben（1973）の1960年代初頭の調査では、アムハラ州の農村で多数の土地に関する訴訟が起こされていることが報告されている。1965年のエチオピアの人口は2501万人と推定されており¹、現在では8432万人とその3.4倍になっている。農業生産性の向上を考慮にいれても、この50年間で土地不足はさらに深刻化しているといえよう。

¹ UN Department of Economic and Social Affairs, Population Division ホームページ “World Population Prospects, the 2015 Revision” (<http://esa.un.org/unpd/wpp/DataQuery/>、2016年2月16日アクセス)。

表 エチオピア：州別人口・面積・人口密度

州	人口	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
アムハラ州	18,866,002	154,709	121.9
西ゴジャムゾーン	2,296,487	13,312	172.5
東ゴジャムゾーン	2,351,855	14,004	167.9
南ウォッロゾーン	2,758,199	17,067	161.5
南ゴンダールゾーン	2,239,077	14,095	158.9
オロミヤゾーン	500,267	3,470	144.2
北ウォッロゾーン	1,639,151	12,173	134.7
北ショワゾーン	2,011,197	15,936	126.2
アウィゾーン	1,077,144	9,148	117.7
北ゴンダールゾーン	3,225,002	45,945	70.2
ワグフムラゾーン	463,505	9,039	51.3
バハルダル特別ゾーン ⁽¹⁾	266,432	213	1,248.3
アルゴバ特別郡 ⁽²⁾	37,686	306	123.4
ハラリ州 ⁽³⁾	210,000	334	628.9
南部諸民族州	17,359,008	105,887	163.9
オロミヤ州	31,294,992	284,538	110.0
ティグライ州	4,929,999	18,325	45.6
アファル州	1,602,995	72,053	22.2
ベンシャングル・グムズ州	982,004	50,699	19.4
ガンベラ州	385,997	29,783	13.0
ソマリ州	5,148,989	NA	NA
アディスアベバ ⁽⁴⁾	3,041,002	527	5,770.5
ディレダワ ⁽⁴⁾	387,000	1,559	248.3
合計	84,320,987	741,498	113.7

(出所) CSA(2011)より筆者作成。

(注)

(1)アムハラ州州都バハルダルのある都市部。

(2)少数民族であるアルゴバのためのスペシャル・ワレダである。

(3)都市部が人口の54%を占める。

(4)特別行政都市。

2. アムハラ州における土地保有の歴史

20世紀に入ってからのアムハラ州における土地制度の歴史は、エチオピアの他地域と同様、大きく4つに分けることができる(児玉 2015)。イタリア占領期(1936~1941

年)を挟んだ帝政前期と後期、デルグ (Derg) 政権期²そして現在の EPRDF 政権期である。

(1) 帝政前期 (1855～1936年)

現在のアムハラ州に当たる地域では、古くからルスト (rist) とグルト (gult) という二つの土地に関する権利があった。ルストとは、共通の祖先からの世襲に基づいた分割相続の結果子孫が得る土地使用権である。コミュニティによる承認が必要であり、排他的な私的所有権とはいえない (Dunning 1970, 272-273; Hoben 1973, 6,153-159; Perham 1969, 286; Pausewang 1983, 22-23)。グルトとは、軍事奉仕に対する褒賞として、皇帝が臣下に与える土地に対する徴税権である。皇帝によってグルトを与えられた領主は、その地域の統治を行うのと引き換えに、農民から税金を徴収し、労役を課すことができた (Bahru Zewde 2002, 14; Pausewang 1983, 23-24)。

(2) 帝政後期 (1941～1974年)

1930年から帝位に就いていたハイレ=セラシエ1世は、1936年から1941年の5年間にわたるイタリア占領によって弱体化した地方領主を排除して、より中央集権的な制度構築を進めた。土地制度も、それまでのグルトによる封建的な主従関係ではなく、行政が徴税する形に改革した (Perham 1969,354-355)。

1942年に出された行政規則命令³では、行政地域の境界を再編して領主とグルトの関係を切り離し、領主の権力の縮小が図られた (Teshale Tiberu 1995,115; Zemelak Ayele 2011,138)。そして1966年には、法律によってすべてのグルトの権利が廃止された。各農民が領主を経由せずに直接税金を政府に納めることになったのである (Hoben 1973, 204; Pausewang 1983, 47; Perham 1969, 355)。

しかし、この改革は不徹底なものに終わり、農民にとっても納税に対する十分な見返りがなかったことから反発も強く、政府が予測した税収よりも大幅に下回る徴税しかできなかった。たとえば、現在のアムハラ州の一部となっている当時のゴジヤム州の1968年の税収に関する報告では、予定された税収に対して実際には14%しか徴収できていない (Gebu Tareke 1996, 169,178)。

なお、帝政後期においても、国土全体の所有権は皇帝に帰属していた。1955年の修

² デルグとは、アムハラ語で委員会 (committee) を意味し、1974年に発足した臨時軍事行政評議会 (Provisional Military Administrative Council: PMAC) を指す。正確には、革命勃発直前の1974年6月に設立された、「国軍、警察、国防義勇軍の調整委員会」(the Coordinating Committee of the Armed Forces, Police, and Territorial Army) を指していたが、革命勃発直後にこの調整委員会はPMACへと変更され、引き続きデルグと呼ばれた (Bahru Zewde 2002, 236; Marcus 1994, 187-189)。

³ Administrative Regulation Decree No.1 of 1942.

正憲法では、第一条で、「エチオピア帝国は、エチオピア皇帝（Ethiopian Crown）の主権のもとにある島々、水域を含めたすべての領域からなる」とされている。

(3) デルグ政権期（1974～1991年）

東西冷戦の時代にあたるデルグ政権期の政策は、ソビエト連邦に大きな影響を受け、マルクス・レーニン主義をベースとした「科学的社会主義」を標榜した（Marcus 1994, 203）。このイデオロギーに従い、私企業を国営化し、商品の価格や流通を統制し、さまざまな協同組合を結成した。土地政策については、土地の再分配と再定住政策が大きな特徴である。

デルグが 1975 年に出した「農村部の土地の公的所有に関する布告 No.31/1975」⁴によって、土地は国有化されるとともに、小作制度は廃止され、農民に土地が分配された。この土地分配は、私的所有権の分配ではなく、土地使用権の分配である。

政府による土地再分配に対する農民の反応は、地域によって土地制度が異なっていたために一様ではなかった。帝政期に厳しい徴税制度があった南部では土地再分配政策は歓迎されたが、納税義務はあったものの小農の土地保有が確立していたアムハラ州などの北部では政府による土地の管理には抵抗があったといわれる（Pausewang 1990, 45）。

次に、再定住政策は、特にアムハラ州東部やティグライ州などの人口稠密で飢饉多発地域の住民を主たる対象とし、移住によって人々が十分な広さの土地の使用権を得ることで食料を確保することを目的とする。大規模な干ばつのあった 1984 年から 1989 年にかけては、緊急事態として大規模な再定住政策が行われ、2 年間で 150 万人の人々が干ばつ地域からエチオピア南西部へと移住した（Pankhurst 1990, 121-122）。この再定住計画は性急であり、ずさんな計画の結果失敗に終わったと多くの先行研究によって批判されている（Pankhurst 1990, 122; 石原 2006, 209-210）。

(4) EPRDF 政権期（1991年～）

EPRDF 政権は経済自由化を進めており、土地制度についても、前政権に引き続き国家の所有となっているものの、貸借や譲渡が可能となり自由化が進められている。また、土地登記を進めて農地の使用権者を確定する作業も進めている。一方で、土地不足解決のために再定住政策が再び行われるようになっている。

現在の EPRDF 政権の土地政策は、土地所有権はあくまで国家にあるものの、土地登記を行って農民の土地保有権を保護し、農地利用に関する規制を緩和するなど、農民の裁量権を拡大する方向へと進んでいる。アムハラ州でも 2003 年に土地登記が始まり、

⁴ Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975.

2013年の段階ではほぼ終了している (Dessalegn Rahmato 2008; Solomon Abebe 2006)。登記によって保障される権利は、個人の土地所有権または配偶者との共同土地所有権である。共有地については、地方政府とコミュニティが所有権をもつ (Solomon Abebe 2006, 167)。

一方で、人口圧力の高まりによる土地不足の問題は解決しておらず、EPRDF 政権下でも再定住政策は引き続き行われている (Pankhurst 2009, 138)。デルグ政権下の再定住政策と大きく異なる点は、州内限定の再定住である点である (Food Security Coordination Bureau 2004, i; Pankhurst 2009, 140)。連邦制度のもと地方分権化によって各州に大幅に権限が移譲されており、州政府が再定住政策を立案していることも州内限定となっている主な理由の一つである。

EPRDF 政権下の最初の再定住政策は、アムハラ州で 2001 年に行われた。隣接するオロミヤ州の西ワラガゾーンで、1980 年代にアムハラ州から移住してきた人々と現地住民であるオロモとのあいだで紛争が起きたことが、この再定住政策の実行を速めることになった (Pankhurst 2009, 143; 石原 2006, 215)。EPRDF 政権下の再定住政策については、農業適地かどうか、十分な準備期間があったか、そして適切な行政サービスの提供があったのかといったさまざまな要因を検討する必要があるため、評価は分かれている (Pankhurst 2009; 石原 2006)。

第 2 節 アムハラ州における土地に関する法律の概要

アムハラ州において、2015 年現在で最新の土地法は、「アムハラ民族州政府農村部の土地管理および使用の修正に関する布告 No.133/2006⁵」(以下州土地法 No.133/2006) である。これは、連邦政府が 2005 年に出した「エチオピア連邦民主共和国の農村部の土地管理と土地使用に関する布告 No.456/2005」(以下連邦政府土地法 No.456/2005)⁶ に基づいて、アムハラ州政府が制定した土地法である。

連邦政府による土地法については、まず、1975 年に前政権が出した上述の「農村部の土地の公的所有に関する布告 No.31/1975」を差し替える形で、1997 年に「農村部の土地管理および使用についての布告 No.87/1997」(以下連邦政府土地法 No.87/1997)⁷ が出された (Daniel W. Ambaye 2015, 68)。この連邦政府土地法 No.87/1997 の第 5 条第 2 項において「本項第 1 項の規定を遂行する目的のために、各州は土地管理についての法を制定するものとする」と定めている。これによって定められたのが、「アムハラ民

⁵ Proclamation No.133/2006: Revised Rural Land Administration and Use of the Amhara National Regional State.

⁶ Federal Democratic Republic of Ethiopia Rural Land Administration and Land Use Proclamation No.456/2005.

⁷ Rural Land Administration and Use Proclamation No.87/1997.

族州農村部の土地管理および使用の布告 No.26/2000」⁸ (州土地法 No.26/2000) である。連邦政府土地法 No.87/1997 は全部で 10 条しかない短い法律であり、これを拡充する形で出されたのが連邦政府土地法 No.456/2005 である。アムハラ州でも、連邦政府土地法 No.567/2005 にしたがって州土地法 No.26/2000 を修正して、州土地法 No.133/2006 が公布された。

章末に州土地法 No.133/2006 の筆者による試訳を掲載しているが、概要は以下のとおりである。構成は 6 部、34 条からなっている。第 1 部「総則」(General)、第 2 部「土地保有権」(Right to Hold Land)、第 3 部「土地保有権と利用権の譲渡と義務」(Transfer and Obligations of Land Holding and Use Rights)、第 4 部「土地の測量、登録、保有証明書」(Measuring, Registering and Holding Certificate of Land)、第 5 部「責任のある組織」(The Responsible Bodies)、第 6 部「その他の規定」(Miscellaneous Provisions) である。

第 1 部「総則」は、土地法についての基本的な原則や用語の定義などが示されている。第 2 条では、本法律で使用される 26 の用語が定義されている。第 3 条では、本法律が男女に平等に適用されることをさだめている。

第 2 部「土地保有権」では、第 5 条「原則」で、土地は国家と人民のものであり、売買できないこと、そして土地保有権に時限がないことが明記されている。この点は、皇帝の所有とされた帝政期、国家と人民のものでされたデルグ政権期と同様であり、国民は土地保有権のみをもつ。農業に従事する、もしくは従事することを希望する者については、土地保有権を与えるとしている(第 6 条)。ただし、土地分配時には女性、障害者、孤児を優先することが基本原則として定められている(第 5 条第 6 項)。

特徴的な条項としては、第 12 条「土地保有権を剥奪する条件」がある。剥奪の具体的な条件として、以下の 5 つを挙げている。

- a) 農業以外で生計を立てている
- b) 5 年間消息不明である
- c) 3 年以上または灌漑耕地の場合は 1 年以上耕作しない
- d) 土地管理の失敗で土地に著しい損害を与える
- e) 本人が保有権を取り下げる。

この条項によって、農業に従事しない不在地主などが土地を保有できないことになっているのと同時に、たとえば出稼ぎで長期不在の場合も、土地保有権が剥奪される可能性があることになる。このような条項は、たとえばオロミヤ州における同種の法律「オロモ農村部の土地使用と管理の布告 No.56/2002、70/2003、103/2005 を修正する布告」⁹にはなく、それだけアムハラ州における土地不足の問題が深刻であることが推

⁸ Amhara National Regional Rural land Administration and Usage Determination Proclamation No.46/2000

⁹ Proclamation No.130/2007: Proclamation to Amend the Proclamation No.56/2002, 70/2003,

測される。

また、具体的な面積はここでは定められていないが、最小保有面積が定められていて、それ以下の土地を保有することができない。なお、この面積は、この法律に基づいて2007年に出された規定「アムハラ民族州政府農村部の土地管理および使用制度の実施」(規定 No.51/2007)¹⁰では、天水農地 0.2 ヘクタール、灌漑用地 0.06 ヘクタールと定められている(第7条)¹¹。これは、オロミヤ州の土地法 No.130/2007 第7条で定められている 0.5 ヘクタールよりもはるかに小さい。

第3部では「土地保有権と使用权の譲渡と義務」が定められている。土地保有者が土地を譲渡する場合は、その相手として親族や保有者の土地を耕している者などの条件がある(第17条)が、賃貸については特に対象者の制限はなく、賃貸期間は25年までとされている(第18条)。また、相続などによる土地分割によって規定された最小保有面積よりも小さくなる場合は、その土地は共同保有となる(第16条第8項)。

なお、抵当権については、借地契約(リース)を結んだ投資家については定められているが、それ以外の土地保有者についての言及はない(第19条)。

第4部「土地の測量、登録、保有証明書」では、登記についての詳細が定められている。保有者の氏名と写真が記載されている保有証明書によって、土地保有が法的に認められる(第24条第5項)。また、夫婦のように共同保有となる場合は、両配偶者の名前が併記された証明書が発行される(第24条第2項)。

第5部では、「責任のある組織」として、関連する省庁や郡(*woreda*)・村落地区(*kebele*)レベルの委員会が定められている¹²。中心となるのはアムハラ民族州政府環境保護・土地管理および使用庁(Amhara National Regional State Environmental Protection, Land Administration and Use Authority)であり、その中でも中心となるのは、郡レベルの担当

103/2005 of Oromia Rural Land Use and Administration.

¹⁰ Regulation No.51/2007: The Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use System Implementation, Council of Regional Government Regulation.

¹¹ 灌漑耕地の最小保有面積については、アムハラ語と英訳で食い違いがある。前者では 0.6 ヘクタールであり、後者は 0.06 ヘクタールである。本章では、後者の 0.06 ヘクタールを採用した。これは、通常天水耕地より灌漑耕地の方が、生産性が高いということと、他州の土地法でも天水耕地の最小保有面積が灌漑耕地よりも広いためである。2013年に出されたソマリ州の土地法(Proclamation no.123/2013: The Ethiopian Somali Regional State Rural Lands Administration and Use Proclamation)においても、最小保有面積は、天水耕地 3 ヘクタールに対して、灌漑耕地は 0.5 ヘクタールと定められている。また、オロミヤ州の土地法では、上述の通り天水耕地で最小保有面積が 0.5 ヘクタール、そして灌漑耕地については最大 0.5 ヘクタールまでの保有しか認めておらず、灌漑耕地の保有面積は天水耕地より小さいことになる(第13条)。

¹² 現在のエチオピアの行政区分は、上から、中央政府—州(Region)—ゾーン(Zone)—郡(*woreda*)—村落地区(*kebele*)という構成になっており、郡レベルに大きな権限が委譲されている。

局である。この郡の担当局が主導して、村落地区レベル、村レベル（sub-kebele）¹³の土地管理・使用委員会を設立し、監督する。

第6部「その他の規定」では、公共利用のための土地徴収についての規定（第28条）や、土地についての争議が起きたときの調停手続き（第29条）などについて定めている。

おわりに

深刻な土地不足に直面しているエチオピア・アムハラ州の農村部では、もはや話し合いを重視する慣習法によって土地紛争を解決することは困難であり、成文法による第三者による裁決が必要な状況にある。そのような状況の中で施行された州土地法 No.133/2006 は、土地不足の状況を踏まえたうえで、土地細分化を防ぎつつ女性や未成年者の土地保有の権利を優先して守ろうとした内容となっている。ただし、今後も土地面積が拡大する余地はなく、既存の土地の奪い合いになるため、特定のグループの土地権利を守ろうとすると、その分土地を獲得できない層が出てくることになる。

本法律が厳格に土地問題に適用された場合、当事者たちがそれを遵守するのか、判決に対して不満をもち、法に従うことを拒むのかについては、法が導入されてからまだ10年程度のため明らかになっていない。現在でも有効な法律である1960年に制定された民法第842条第2項において、子どもの均等相続が規定されている。しかし、最小保有面積の設定は、親の土地をすべての子どもが均等に分割相続することができなくなることを意味する。今後土地不足がさらに厳しくなっていくことを考えると、社会的な弱者でもある女性や子どもに優先権を与えているこの規定は、土地紛争の火種となる可能性がある。今後の動向を注視していく必要がある。

参考文献

【日本語文献】

石原美奈子 2006. 「『移動する人々』の安全保障——エチオピアの自発的再定住プログラムの事例——」望月克哉編『人間の安全保障の射程——アフリカにおける課題——』アジア経済研究所 193-249.

¹³ 直訳すると準村落地区となるが、ケベレが複数の村によって構成されていることに鑑み、本章では村レベルと呼ぶ。

児玉由佳 2015. 「エチオピアにおける土地政策の変遷からみる国家社会関係」武内進一編『アフリカ土地政策史』 アジア経済研究所 225-254.

【外国語文献】

エチオピア人の姓名は姓に父親の名を使用している。本章では、第16回エチオピア学国際会議報告書 (Aspen *et al.* 2010) の表記法にしたがって、エチオピア人の著者名は、名・姓の順番で表記した。本文でも姓だけでなく名・姓で表記している。

Aspen, Harald, Birhanu Teferra, Shiferaw Bekele, and Svein Eve. 2010. *Research in Ethiopian Studies: Selected Papers of the 16th International Conference of Ethiopian Studies, Trondheim July 2007*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.

Bahru Zewde 2002. *A History of Modern Ethiopia, 1855-1991(2nd Edition)*. Addis Ababa: Addis Ababa Unvieristy Press.

CSA (Central Statistical Agency) 2011. *Statistical Abstract 2011/12 (CD-ROM)*. Addis Ababa: CSA.

Daniel W. Ambaye. 2015. *Land Rights and Expropriation in Ethiopia*. Cham: Springer.

Dessalegn Rahmato 2008. *The Peasant and the State: Studies in Agrarian Change in Ethiopia 1950s-2000s*. N.A.(US): Custom Books Publishing.

Dunning, Harrison C. 1970. "Land Reform in Ethiopia: A Case Study in Non-Development." *UCLA Law Review* 18: 271-307.

EPA (Environmental Protection Authority) 1997. *The Conservation Strategy of Ethiopia Volume I: The Resources Base, Its Utilization and Planning for Sustainability*. Addis Ababa: Environmental Protection Authority and Ministry of Economic Development and Cooperation.

Food Security Coordination Bureau 2004. *The New Coalition for Food Security in Ethiopia: Food Security Programme, Monitoring and Evaluation Plan (October 2004-September 2009)*. Addis Ababa: The Federal Democratic Republic of Ethiopia.

Gebru Tareke 1996. *Ethiopia: Power & Protest: Peasant Revolts in the Twentieth Century*. Lawrenceville: Red Sea Press.

Hoben, A. 1973. *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia: The Dynamics of Cognatic Descent*. Chicago: University of Chicago Press.

Lautze, Sue., Yacob Aklilu, Angela Raven-Roberts, Helen Young, Girma Kebede, and Jenifer Leaning 2003. *Risk and Vulnerability in Ethiopia: Learning from the Past, Responding to the Present, Preparing for the Future*. Boston: Feinstein International Famine Center,

Tufts University and Inter-University Initiative on Humanitarian Studies and Field Practice.

Marcus, Harold.G. 1994. *A History of Ethiopia*. Berkeley: University of California Press.

Pankhurst, Alula 1990. "Resettlement: Policy and Practice." In *Ethiopia: Rural Development Option*, edited by S. Pausewang, Fantu Cheru, S. Brüne, and Eshetu Chole. London and New Jersey: Zed Books, 121-134.

——— 2009. "Revisiting Resettlement under Two Regions in Ethiopia: The 2000s Programme Revisited in the Light of the 1980s Experience." In *Moving People in Ethiopia: Development, Displacement & the State*, edited by A. Pankhurst and F. Piguet. Suffolk: James Currey, 138-179.

Pankhurst, Richard 1985. *The History of Famine and Epidemics in Ethiopia Prior to Twentieth Century*. Addis Ababa: Relief and Rehabilitation Commission.

Pausewang, Siegfried 1983. *Peasants, Land, and Society: A Social History of Land Reform in Ethiopia*. München: Weltforum Verlag

——— 1990. "'Meret Le Arrashu' Land Tenure and Access to Land: A Socio-Historical Overview". In *Ethiopia: Rural Development Options*, edited by S. Pausewang, F. Cheru, S. Brüne, and E. Chole. London and New Jersey: Zed Books, 38-48.

Perham, Margery 1969. *The Government of Ethiopia*. London: Faber & Faber.

Solomon Abebe 2006. "Land Registration System in Ethiopia: Comparative Analysis of Amhara, Oromia, SNNP and Tigray Regional States." In *Standardization of Rural Land Registration and Cadastral Surveying Methodologies: Experiences in Ethiopia*, edited by G. A. S. Bekure, L. Frej and Solomon Abebe. Addis Ababa: Ethiopia-Strengthening Land Tenure and Administration Program (ELTAP), 165-188

Teshale Tiberu 1995. *The Making of Modern Ethiopia: 1896-1974*. New Jersey: The Red Sea Press.

Zemelak Ayele 2011. "Local Government in Ethiopia: Still an Apparatus of Control?" *Law, Democracy & Development* 15:133-159.

参考資料¹

『アムハラ民族州政府農村部の土地管理および使用の修正』(Revised Rural Land Administration and Use of the Amhara National Regional State)に関する布告 No.133/2006

前文

適切に注意深く土地を使用することによって肥沃さを維持し、次世代に譲渡できるように、農村部の土地管理と使用について規定することが必要であることは理解されている。

農民や半牧畜民が土地を自由に獲得・使用し、強制退去されることの無い権利を十分に実現するために行動できる状況を創出することは、連邦憲法、民族州憲法によって保障されていると理解されている。

土地と天然資源を管理することに関して、連邦憲法が州に与えている権限にしたがい、農民、投資家、該当する組織の参加を奨励することで、土地を適切に耕作、使用、保全し、政府の開発目的に沿った耕作を行えるように、州は客観的な現実に基づいて制度を設計し、実施することが必要であると考えます。

連邦政府の法律を取り込んで、その実施を確実にし、農民の基本的な権利を詳細にわたって具体化するために、既存の「農村部土地管理および使用に関する布告」を修正する必要が生まれた。

それゆえ、州議会は、民族州修正憲法第49条第3項(1)と連邦政府による「農村部の土地管理と使用に関する布告 No.456/2005」の下、与えられた権限にしたがって、本布告を公布する。

第一部

総則

1. 省略名

本布告は、「農村部の土地管理および使用確定の修正に関する布告 No.133/2006」として言及することができる。

2. 定義

[別の定義が]必要とされる特定の状況以外では、本条では：

- 1) 「農民」(Farmer)²は、通常の定期的な収入が農業活動による人であり、半牧畜民を含む。

¹ 本資料は、当該布告の英訳を中心に筆者が日本語訳を試みたものである。英訳で意味が不明な箇所は、法的に公式文書となるアムハラ語を参照して翻訳をおこなった。角括弧は、筆者による補足である。

² 第2条の定義における英語の大文字と小文字の表記については、原文にしたがった。

- 2) 「庁」(Authority)は、アムハラ民族州政府環境保護・土地管理および使用庁 (Amhara National Regional State Environmental Protection, Land Administration and Use Authority)を意味する[以下「当該庁」と呼ぶ]。
- 3) 「こども」(Child)は血のつながった子どもと養子を意味する。
- 4) 「扶養者」(Pensioned)とは、年齢、疾病、障害その他の理由によって、自ら所得を生み出す仕事に従事できず、生計のために他人の助けを必要としている人を意味する。
- 5) 「共同体保有」(Communal Holding)とは、政府の所有や私的保有ではなく、放牧地、森林、その他の社会サービスのために共同で現地の人々によって使用される農村部の土地を意味する。
- 6) 「家族」(Family Member)とは、自分の定期収入がなく、土地保有者と生計を共にして、土地保有者と恒久的に同居している人をさす。
- 7) 「国有地」(State Holding)とは、国および地域の開発、成長のために、連邦政府や州政府によって境界を画定され、保有されている農村部の土地であり、湖や河川周辺の土地同様、森林、野生動物保護地域、採鉱地域、公園などを含む。
- 8) 「保有権」(Holding Right)とは、本布告にしたがって、土地を保有し、その土地で資産を創出し、創出した資産を譲渡し、保有地から強制退去させられることなく、農業や天然資源の開発やその他活動のためにその土地を利用し、賃貸、贈与としての譲渡と同様遺贈なども含めた権利を与えられている、すべての農民、半牧畜民やその他団体の権利を意味する
- 9) 「私的保有」(Private Holding)とは、保有証明書のある私的保有地において、土地を利用する権利を付与されているすべての農民やその他の人によって占有されている土地を意味する。
- 10) 「共同保有」(Common Holding)とは、2人かそれ以上の人の共有で、分割せずに使用し、その土地での生産物を分配する土地保有を意味する。
- 11) 「村落地区居住者」(Kebele resident)とは、一つの村落地区に常に居住し、その地域での基本的サービスや社会的利益を得ている者を意味する。
- 12) 「土地使用計画」(Land Use Plan)とは、物理的、経済的、社会的情報に基づいて、土地の浸食や環境汚染を起こさないためのよりよい選択肢を実施する制度を意味し、戦略的な地域開発計画を含む。
- 13) 「土地使用者」(Land User)とは、農村部の土地とその生産物を使用する権限を授与されている者を意味する。
- 14) 「人」(Person)とは、生物学的人間または法人を意味する。
- 15) 「公共サービス」(Public Service)とは、直接的・間接的に、役所、学校、保健サービス、市場サービス、道路、宗教組織、軍事キャンプその他のような社会から与えられるサービスを意味し、州政府によって人々の開発に重要で、農村部の土地で実施されるべきと考えられた活動を含む。

- 16) 「他の財産」(Another property)とは、土地以外の財産を意味する。
- 17) 「使用権」(Use Right)とは、本布告にしたがって、土地とその生産物を使用することを意味する
- 18) 「土地保有の没収」(Expropriating from land holding)とは、政府機関、民間投資家、協同組合団体やその他の団体が、権限を持つ政府機関の決定によって開発活動を進めるために、補償を支払って公共の利益のために土地保有者や使用者から農村部の土地を受け取ることである。
- 19) 「土地保有者」(Land holder)とは、農村部の土地に対して占有権を持つ、個人、集団、コミュニティ、政府、社会組織や法人格をもつその他の団体を意味する。
- 20) 「土地登記」(Land registration)とは、場所、面積、境界、肥沃度、保有者の同定についての詳細な情報を、農村部に関する帳面に登録する行動である。
- 21) 「最小土地保有面積」(Minimum Holding Size)とは、食料保障、放牧地、家屋建設と園芸作物開発が可能で十分な保有地として、農民や半牧畜民に与えられる最小の土地の大きさを意味する。
- 22) 「小区画面積」(Small Plot Size)とは、土地所有者に与えられた土地の最低限の土地の区画を意味し、本布告にしたがって公布された規則によって定められる。
- 23) 「農村部土地管理」(Rural Land Administration)とは、保有者の農地の区画と牧草地についての情報を収集し、分析して使用者に提供することに加えて、農村部の土地の保有を保証し、土地利用計画を実施し、農村部の土地保有者間での紛争を解決し、土地保有者の権利と義務を守らせる過程を意味する。
- 24) 「農村部の土地」(Rural Land)とは、権限を与えられた団体によって境界が定められた町以外の土地を意味する。
- 25) 「賃貸借」(Rent)³とは、農民が、本布告にしたがって得た土地を、契約によって定められた期間、現物もしくは現金で利益を確保する他人に使用させる制度である。
- 26) 「借地契約」(Lease)とは、関連法での解釈にしたがって、投資家が政府から期間限定で獲得した農村部の土地の使用権に、債務保証と抵当権も含んでいる制度を意味する。

3. ジェンダー関連

男性に適用される本布告の条項は、女性にも平等に適用される。

4. 適用範囲

- 1) 本布告は、アムハラ民族州にあるすべての農村部の土地に適用される。
- 2) 本条第1項に定められた規定にもかかわらず、森林、野生動物保護、生物多様性資源、天然資源、環境保護、鉱山開発その他のために画定された土地については、規定によって

³ Rent は、賃貸、賃借両方の意味をもつため、本法律の訳にあたっては、文意に合わせて適宜賃貸借、賃貸と賃借などの訳語をあてている。

定められた土地として、特別法が適用されるものとする。

第二部 土地保有権

5. 原則

- 1) 土地の所有権(right to ownership of land)は、国家と人民に与えられている。したがって、土地保有を他の人に売買または他の資産との交換によって譲渡することはできない。
- 2) この州に居住するいかなる農民も、性別やその他の違いにかかわらず、保有によって土地を得る権利を等しく持つ。
- 3) 州における農民の土地保有権には時限はない。
- 4) 土地管理制度は、人々の参加に基づくものとする。
- 5) 土地使用は、計画と環境保護への考慮に基づいて適用されることができる。
- 6) 土地分配時には、女性、障害者や孤児に優先順位を与える制度が施行されるものとする。
- 7) 道路勾配 60%以上の農村部の土地は、森林、多年性植物、動物のための飼料栽培や他の同様の活動を除いて、農耕と牧草地に利用してはならない。しかし、この規定は、専門家の助言によって環境保護と維持可能な天然資源保護を損なわないで土地保有者によって利用されている農村部の土地に対しては効力をもたない。
- 8) 本布告の第8条2項の規定に影響を与えないが、農村部の土地は、公共サービスのために使われるのであれば、没収することはできない。

6. 土地取得の権利

- 1) 18才以上で、州に居住し、農業活動に従事する必要のある人間は、土地を自由に保有する権利を持つものとする。
- 2) この第1項で述べられている条項にもかかわらず、18才以下で親を失った子どもは、後見人か代理人を通して土地を得ることができる。
- 3) 民間投資家は、合意に基づいて政府や他の土地保有者から賃借して使用するために土地を獲得する権利をもっているものとする。
- 4) 州で活動を行う役所、組織、NGO、大衆組織、宗教組織の活動が非営利なのであれば、農民の土地保有を侵害するものではないという条件で使用する土地を獲得する権利をもっているものとする。

7. 土地保有を獲得するための条件と制限

- 1) 州に居住し、農業活動に従事または従事したい者は誰でも、下記の方法で保有する土地を獲得する権利をもっているものとする。
 - a) 彼が通常居住している、もしくは居住したい土地を管理している村落地区による分配。

b) 州内における遺産や贈与。詳細は、本布告実施のために公布される規定によって定められる。

2) 土地保有者に与えられる全土地面積と、保有や賃借によって土地を獲得することを申請し回答を得るための手続きは、本布告を実施するために公布される規定によって定められるものとする。

8. 土地再分配

1) 州のどの地域であれ、土地分配と割り当ては、本布告の施行後は行われないものとする。

2) 本条第1項の規定にもかかわらず、ある村落地区に居住する土地保有者の80パーセント以上が土地分配を書面で当該庁に要求する場合は、この決定を遂行するために公布される指針にしたがって、要求が提出された土地について再分配が行われるものとする。決定を承認した保有者にのみこれが適用される。

3) 本条第1項で規定された土地分配もしくは割り当ての禁止は、灌漑可能地の複数人への分配には影響しないものとする。

4) 人々の要求に基づいて土地分配や割り当てが行われる時には、その土地が減少し取り上げられることになる土地保有者は、土地の細分化をもたらさないのであれば、選んだ土地を獲得し、これまで彼が生産していたが収穫できなくなる資産に対する補償を受ける権利を持つ。

9. 土地支給の手続きと支給される土地の最小面積

1) 土地の供給は、申請者の権利と人々の参加によって決定された順序に基づいて、土地を獲得する権利を持つすべての申請者に公平になされるものとする。

2) 本条第1項の規定にかかわらず、土地保有の問題が等しく重要であるすべての申請者に分配される土地が与えられない場合は、孤児、障害者、女性、自立して新たな生活を始める若者の順番で優先順位をつけるものとする。

3) 分配される土地の面積を決定する時には、その土地の肥沃度や等級その他の条件が考慮されるものとする。

4) 1人に供給される天水か灌漑によって耕作可能な土地の最低面積は、本布告後に公布される規定によって定められる。

10. 保有の種類

州の土地は、個人、集団、共有、政府によって保有されることができる。

11. 土地保有権および利用権の尊重

1) いかなる者の土地保有も法によって尊重される。したがって、本布告の第8条第2項と第28条の条項に基づいて行われる人々の決定による再分配や公共の利益の目的のためでなければ、いかなる者も同意無く土地が没収されてはならない。

2) 農村部の土地を使用する権利を持ついかなる者も、本布告の規定や本布告を実施するために公布された規定以外に土地使用権を剥奪されることはない。

12. 土地保有権を剥奪する条件

- 1) 本布告の第 11 条第 1 項の定めにかかわらず、土地利用の権利を持ついかなる者も、以下の理由によって土地使用権を剥奪されると決定できる。
 - a) 規定によって詳細は定められるが、その者が農業以外に従事し、それによって生計を得ている。
 - b) 現在の所在を知らせずに、土地を貸さずに、または土地管理の代理人を任命せずに、5 年連続して居住地から消息不明となる。
 - c) 3 年以上、または灌漑によって耕作されている土地では 1 年以上、土地を耕作しない。
 - d) 詳細は規定によって定められるが、管理の失敗で土地に著しい損害を生じさせる。
 - e) 保有権を取り下げることに関係者に通知する。
- 2) 消息不明となった土地保有者に、配偶者や共に生活するが土地を持たない未成年者がいて、彼の消息不明が予期せぬ事故の状況によると疑われる情報があれば、本条第 1 項(b と c) で述べられている規定は適用しないものとする。
- 3) 本条第 1 項(b と c) の規定にしたがって、土地保有者が消息不明となるか、土地管理者が任命されていない場合は、3 年間休閑中だったことを確認して、土地を持たない者や土地の少ない者に、申し立てによって一時的に土地を与える。詳細は規定によって定めることとする。
- 4) 本条第 1 項にしたがって土地保有権を剥奪された者は、本布告を実施するために公布された規定にしたがって、その土地でその者が創出した基本財産に対する補償を得る権利をもつものとする。

13. 土地利用

- 1) いかなる農村部の土地も、調査に基づいて関係団体によって公布された土地利用計画を可能な限り持つものとする。
- 2) 農村部の土地利用計画は、集水量をもとに、土地利用、土壌の種類、気候条件、植被率、社会経済的状況を考慮して準備されるものとする。
- 3) いかなる土地利用者も、公布された土地利用計画にしたがって土地を利用するものとする。
- 4) いかなる土地も、供与されたサービスを受けることができるのは、[その土地が以下の条件を満たしている場合である]
 - a) より良い経済的利益を供給する、
 - b) 環境に副作用が全くないか最小限のものである、
 - c) 受益者によるサービスの容認を確認している
- 5) 関係団体によって書面にて準備された土地利用計画がないのであれば、いかなる土地利用者も、家建設、耕作、家畜飼養、森林開発やその他関係する同様の活動のために、自分

の土地を利用することができる。

6) 本条第5項で述べられた条項にもかかわらず、いかなる土地利用者も、法的に禁じられた活動のために土地を利用することはできない。詳細は規定によって定められる。

14. 灌漑された土地

1) 以前の土地保有者に適切な割合の土地の取得ができるように、近代的な灌漑耕作用の土地は分配される。

2) 灌漑耕地を分割によって取り上げられる農民または半牧畜民には、減少した分の土地で栽培されるはずだった恒久的な資産に対して、その土地を受け取った人によって、同等の補償が事前に支払われる。

3) 伝統的な灌漑使用は、コミュニティの文化的なルールと適切な専門機関によって支援されて行われるものとする。

4) 専門機関が公布した[灌漑耕作のための]要件に関する義務に変わりはないが、近代的灌漑が実施される前の公共のダム建設時には、建設されるダムの詳細なデザインを作成し、集水作業を行うことで、土壌や石材採掘によって損害が起きないようにすることが必要である。

5) 受益者は、灌漑開発が行われる一方で、病害の原因とならず、土壌浸食が起きないように土地を管理する義務があるものとする。

6) 灌漑インフラとダムが建設されることになる土地の保有者は、灌漑耕地の代替地が提供され、事前に補償が支払われるが、ダムの利用者となる人々がその土地で耕作される生産物をもって[補償に]代替することもできる。

7) 灌漑を利用する社会は、灌漑のインフラと集水地を政府と共同して管理し保護する義務があるものとする。

第3部

土地保有権と利用権の譲渡と義務

15. 土地保有権の譲渡

1) 農村部の土地を保有しているいかなる人も、以下で明記されているように、遺贈や寄贈などによって保有権を譲渡することができる。

2) 本条第1項で述べられた権利は、第17条第4項の規定に関わりなく、本布告第6条第4項にしたがって保有する土地を与えられた組織には適用されないものとする。

16. 遺産における土地保有権の譲渡

1) 本布告にしたがって、農村部の土地の保有者とされたいかなる人も、農業に従事または従事したいとする農民に、遺言で保有権または使用権を譲渡することができる。

2) 都市部に居住し、生計のために小規模な所得活動に従事する者は、相続の目的としては農民をみなすこととする。

3) 保有権や使用権の遺言による譲渡や相続は、本条第1項のもと、遺言者の未成年の子ど

もや相続権を持つ同じ家族に相続させなかったり、配偶者に不利になるものは、有効ではないとする。詳細は規定により定められる。

- 4) いかなる土地保有者も、遺言では、保有している土地と、限定された期間の使用権を、1人より多い人々[複数]に譲渡することができる。
- 5) 土地保有者が、土地の保有権と使用権に関して遺言を作成せずに死亡した場合、本布告実施のために公布された規定の条項にしたがって、権利は、農業に従事もしくは従事を希望する子どもや家族に順に譲渡されるものとする。
- 6) 遺言を作成せずに人が死亡し、州に居住して農業に従事または従事を希望する子どもや家族がいない場合は、州に居住する農業に従事または従事する希望がある親が、最大保有面積⁴以下の土地しか保有していないと分かっている場合に、優先的にその土地保有を相続する権利を持つ。
- 7) 本条第 6 項で定められた相続者の権利は、他の村落地区で生存している配偶者が継続して居住している土地がある場合、その土地を使用し続けることを禁止しないものとする。ただし、それは、他の人と結婚し、永住の地ではなくなるまでは可能であるとする。具体的なことは規定によって定めるものとする。
- 8) 1人よりも多い相続者は相続した土地を分配するが、各相続者の分配分が規定によって定められた最小土地保有面積より小さい場合は、分配せずに共有で使用するものとする。
- 9) 本条第 1、5、6 項の規定の下、相続者がいない農村部の土地は、空き地として登録され、新たな申請者に分配される。

17. 贈与における保有権と使用権の譲渡

- 1) いかなる土地保有者も、保有権、使用権を、州に居住していて以下に示される条件を満たす者に寄贈することができる。
 - a) 被寄贈者が子どもか孫または他の家族で、農業に従事または従事したいと希望していて、州の居住者であり、土地を保有していないか保有する土地が狭いために他の人から賃借した土地を耕している場合。
 - b) 被寄贈者が保有者の土地を耕しているか、他の仕事を行っているが寄贈が行われるまでの3年間進んで保有者の世話をしていたことが分かっている場合。
- 2) いかなる土地保有者も、保有権を永久に譲渡することができ、一時的に他の人に贈与として使用権を譲渡することができる。
- 3) 土地保有が夫と妻または他の人間との共有である場合、贈与は、夫、妻、その他共同保有者の同意をもってのみ適用するものとする。
- 4) 団体は、保有権を除いて、一定期間の土地使用権を寄贈することができる。
- 5) いかなる贈与の同意も、書面に記されるものとする。口頭での同意は、法では認められな

⁴ 最大保有面積については、本法律の中では具体的な言及はない。

いものとする。

6) 書面に記されたいかなる贈与の同意も、当該庁の郡支所に提出し、登録されるものとする。

18. 賃貸借における土地所有権の譲渡

1) いかなる土地所有者も、他の人に貸すことで所有権を譲渡することができる。

2) 3年以上のいかなる土地賃貸借の合意も、書面によってなされる。

3) 書面によってなされた土地賃貸借の合意は、土地面積、賃貸借年数、支払い額と支払い方法を説明していなければ、効力はないものとする。

4) 賃貸される土地が共同所有の場合は、すべての所有者が賛成していなければ、合意は無効である。

5) 書面でなされたいかなる土地賃貸借の合意も、その土地がある郡の当該庁の支所に提出され、登録されるものとする。

6) 最大の賃貸借期間は25年である。したがって、25年以上とするいかなる合意も、本布告にしたがって、25年までの土地賃貸借合意がなされたと見なす。

7) 本条第6項に記された賃貸の期間の制限は、合意された期間終了後の更新を禁止するものではない。

8) 私有の土地所有者との合意で支払われる賃貸料は、賃貸人と賃借人の間になされた合意によって決定することができる。

9) 賃借人が転貸する権利があると賃貸借の合意に明確に示されていない場合は、部分的にも、全面的にも、第三者に土地を賃貸することはできない。

19. 借地契約(リース)制度によって獲得された農地所有権の抵当権

1) 借地契約によって農村部の土地を借りたいかなる投資家も、借地契約の効力のある期間において、土地やそこで生産された資産、または両方を使用することに対して抵当権を保持する。

2) 本条第1項にしたがって所有権が抵当になっている場合、相反する合意がなければ、その土地で生まれた資産は、抵当に含まれるとみなす。しかし、土地で生産された資産だけが抵当となっている場合は、所有権と一緒に抵当になっているとはみなさない。

3) 債権者が事前に同意していなければ、抵当になっている賃貸借を通じた所有権を譲渡したり、他の土地に変更したり、債権者を全面的または部分的に損害をもたらすような他のいかなる状況において所有を変更することはできない。

4) 抵当に入れられた所有権保証の同意は、書面によってなされるものとする。合意の内容をその土地のある地域の当該庁の支所に提出し、登録されなければ、第三者の権利に影響を与えないものとする。

5) 本布告にしたがって、所有権やその土地で生育された資源を抵当にする期間は、25年を超えないものとする。

20. 土地使用者の義務

- 1) いかなる土地使用者も、本布告にしたがって、以下に示される義務を負う。
 - a) 保有している土地や賃借で獲得した土地を保護し、環境保護を行うこと。
 - b) 土地の周辺に樹木を植え、それが成長するように適切に保護すること。
 - c) 30%以下の傾斜率の土地については、土壌浸食を減少させ、集水するような土地保有制度に従うこと。
 - d) 31-60%の傾斜率の土地を多年生植物栽培に使用するために、溝などを掘った段々畑(trench terracing)を作ったり、土壌保護に役立つ活動を行う。
 - e) 不適切な農業によって干上がることがないように水源に気を配る。
 - f) 土地の境界線を侵害したり、道路を封鎖しないこと。
 - g) 計画通りに使用するように書面で直接関係のある機関に要求された時には、土地使用計画に基づいて土地を使用すること。
 - h) 保有地周辺の野生動物や野鳥に対して適切な配慮を行うこと。
 - i) 土地の測量や調査を依頼された時には、直接関係のある機関と協力すること。
 - j) 土地保有者であり、土地保有の証明書が交付された場合は、証明書を所持すること。
 - k) 保有を剥奪された時には、土地保有証明書を関係機関に返還すること。
- 2) いかなる土地使用者も、自分の土地が川やガリーに接岸していて有利な場合は、川やガリーから離れたところにある土地を耕す義務を負うものとする。
- 3) 本条第1項に定められた義務に加えて、民間の投資家や組織は、土地使用計画を提出し、承認を得て、承認された計画にしたがって土地を使用するものとする。提出された計画は、社会の保健衛生(health)、周辺の治安や土地の肥沃さに考慮するものとする。
- 4) 当該庁は、その裁量の範囲で、土地保全や環境保護において、模範的な活動を行っている土地保有者や使用者にやる気を出すよう賞品を与えるものとする。

21. 義務不履行の結果

- 1) 本布告第20条や本布告を実施するために交付された規定の同様の条項に定められた義務を守ることができないいかなる土地保有者も、口頭と書面で個別に通告される。
- 2) 土地保有者が、その通告にしたがって過失を修正することができなければ、事務手続きは以下の通りである。
 - a) 土地が、保有者の能力不足によって、保護されずに劣化した場合は、義務を果たせる人に一時的に賃貸借によって土地使用権を譲渡することへの承認が決定される。
 - b) 上記に示された手段が行われた後、その違反が再度行われた場合、保有者に補償を支払って土地を没収するまでの一定期間土地使用権を保有者から保留するという手段がとられる。
- 3) 共有地の使用者が、土地を保護するために社会に協力することを拒否した場合、個別にその拒否に対して口頭もしくは書面での通告がなされる。

- 4) 本条第3項に定められた通告後に、同様の違反が繰り返された場合、共有地の使用を全面的に禁止して、一時的にその土地の使用を保留されることで罰せられる。
- 5) 本布告第20条に定められた義務を果たさない土地使用者は、本条第3、4項で定められた手段に加えて、民法にしたがって、損害に対する補償を支払わされることとする。
- 6) 本条で定められた責任は、義務の遂行に失敗した場合、農村の土地保有者、役所、非政府組織、市民団体、宗教団体に、適切な形で適用される。

第4部

土地の測量、登録、保有証明書

22. 土地の測量

- 1) 保有地の使用者に与えられる、もしくはコミュニティによる共同使用、森林開発、その他の同様な活動のために保有されている、農村の土地はすべて測量され、伝統的な方法や近代的な手段を使って作成された地図が当該庁によって用意される。このため、数学的に特別な制度が、各土地を明確に知るために、設計され、実施される。境界を示す印もその土地につけられる。
- 2) いかなる土地も測量されるときに、隣接する土地保有者や使用者が、できる限りそこに立ち会って、合意の下境界を定めるように招集されるものとする。土地の調査は、保有者の土地を出発地点として行うことができる。
- 3) 土地の測量と境界に関して不服のある土地保有者は、本布告にしたがって公布される規定によって定められた期限までに、不服の理由を説明する申請書を関連団体に提出し、再度この件を調査させることができる。
- 4) さまざまな理由で測量後に土地の面積が変更される場合は、再度測量し、新たな地図を作成させるものとする。
- 5) 認可された民間の調査団体が、土地調査活動に参加することもできる。

23. 登録とデータの維持

- 1) 当該庁によって測量された土地は、本布告にしたがって、農村部土地登記簿に登録される。
- 2) ここに示された規定と本条第1項を実施するために、土地登記は、土地保有者の氏名、獲得された土地の状態、土地の境界、肥沃度、土地に対するサービス、土地保有者の義務を説明する情報を含んでいるものとする。詳細は、規定によって定められる。
- 3) その土地に対して権利や利益 (benefit)⁵があると説明できる人々は、関連団体に要求を提出し、許可を得て登記簿を見ることができる。

⁵ 英文では“interest”となっているが、アムハラ語の原文では「トゥクム」(t'əqəm) となっており、英訳では“benefit”がより適切であろう。

- 4) 土地に関する権利と義務に関する活動は、当該庁の郡支所に提出されて登録されていなければ、第三者に異議申し立てを行うことはできない。
- 5) 誤った情報に基づいて行われた登記は、法的効力をもたないものとする。
- 6) 土地登記簿は、二部作成され、規定によって詳細が定められた人の手元で保存される。登記簿の概要は、当該庁に送られるものとする。
- 7) 登記官の過失によって人に損害が生じた場合は、その過失に責任のある政府団体に民事上の損害賠償の責任があるものとする。
- 8) 関係する政府団体が、本条第 7 項の規定の実施における過失による犠牲者への補償の支払い処理を行う場合は、過失のある登記官に、支払いの返済を要求する権利を持つ。しかし、登記官は、意図的もしくは怠慢で過失が生じた時に、補償責任がある。
- 9) 当該庁の郡支所は、村落地区の土地管理・使用委員会が、土地登記を適切に行えるように必要な支援を行う責任があるものとする。

24. 土地保有証明書

- 1) 農村部の土地を譲与された人は、土地の詳細が、当該庁によって登録された氏名と写真のある土地保有証明書を与えられるものとする。保有証明書は、保有者の法的証明である。
- 2) 土地が夫と妻の共同で保有されている場合、保有証明書は、両配偶者の名前によって作成される。
- 3) 証明書が片方の配偶者の名前によって与えられた後に結婚した場合は、土地が共同保有になることに合意することができる。配偶者が、個人保有だった土地を共同保有にする場合は、保有証明書は支払いを伴わずに自由に更新することができる。
- 4) その者の名前のもとで土地保有証明書を与えられた者は、相反する書類が提出されるのでなければ、土地の法的保有者と見なされる。
- 5) 土地保有証明書は、土地保有者の権利と義務の主な規定を摘示するものとする。詳細は、規定によって定められる。
- 6) [定められた]保有の下限よりも小さい土地は、土地保有証明書の登記簿に単独で登録できない。しかし、そのような土地についての土地保有証の作成と支給は、今後の規定によって定められる。
- 7) 十分な法的根拠無く、必要な農村部の土地保有証を取得しないで農村部の土地を使用していることが判明した場合は、その土地から退去するようにまず通告をだして手続きがとられるものとする。詳細は規定によって定められる。

第 5 部

責任のある組織

25. さまざまな部署の責任

- 1) 当該庁は、関係者と協力し、専門的な支援を提供することで、本布告を実施する責任を

負うものとする。

2) 州にある役所と民間組織は、土地使用、保護に関する活動を行う時またはその他の活動のために土地を使用する時には、本布告に述べられた義務を履行する責任を負うものとする。

3) 郡と村落地区の行政協議会は、明確に境界を定めることで、本布告の実施を支援する責任を負うものとする。

26. 当該庁の郡担当局の責任

郡レベルで設立された当該庁の権限のある担当局は、本布告を実施するために以下の義務と責任を果たすものとする。

1) 当該庁を設立することを定めた布告 No.47/2000 の第 8 条第 4 項の規定にしたがって、村落地区と村レベルで公選による土地管理・使用委員会を設立する。この委員会のメンバーには、男性のメンバーとバランスがとれるように女性の選出を確保するものとする。

2) 村落地区レベルと村レベルで設立された土地管理・使用委員会を見守り、土地管理の活動が本布告にしたがって実施されるように監督すること。

3) 義務と責任について、本条第 1 項の規定にしたがって選出された委員会のメンバーに適切な訓練を行うこと。

4) 土地管理と使用に関するデータを適切に扱い保存すること。

27. 村落地区土地管理・利用委員会

1) 村落地区レベルで設立された土地管理・使用委員会は、当該庁によって任命された専門家と協力して、本布告の実施に関する以下の義務と責任を果たすものとする。

a) 村落地区にある土地の管理者は、当該庁郡支所の協力と住民参加を通して土地使用を決定する。

b) 人々の参加による支援のもと、提出された土地についての申請を受け取って順位づけをすることで、土地分配の条件決定を手助けする。

c) 村落地区の土地保有者と当該庁による指針にしたがって土地保有証を与えられた人々を登録し(情報を)保持する。

d) 公的使用と並んで、土地分配、保有証明書の発行、集村化、私的使用のための共有地の分配、土地への便宜の変更などのため以外であれば、村落地区の人々の参加によって支持された土地保有権または使用権を保留または剥奪についての決定を保証する。

2) 村の土地管理・使用委員会の義務と責任は、規定によって定められる。

第6部

その他の規定

28. 公共利用のための土地の徴収

- 1) 当該庁は、事前に適切な補償を支払うことで、公共サービスのために、保有者や使用者から農村部の土地を没収することができる。
- 2) 土地没収の活動が周辺の世界開発と直接関係している場合、当該庁の郡支所によって公共サービスのための土地没収が決定される前に、郡や村落地区の人々に議論と多数決の投票を提起するものとする。
- 3) 郡の支所が本条第1項にしたがって、没収される農村部の土地を決定する場合、当該庁からの情報に基づいて、土地保有者または使用者に、没収の時期や支払われる補償額を記した書面を通してそれを通告するものとする。保証額に不満を持つ当事者は、当該庁に申し立てを提出し、それについて調査させる権利を持つものとする。
- 4) 公共サービスのために没収される農村部の土地に支払われる補償についての基本原則は、規定によって定められるものとする。
- 5) 補償の支払者が政府、民間組織、コミュニティ、その他の者であっても算出の基本原則については同様である。

29. 争議の解決と慣習的な規定の適用の条件

いかなる人も、通常の法廷で抗弁する権利があることを妨げるものではない。

- 1) 土地保有権や使用权に関係して生じた民事紛争は、まず調停によって調べられ、解決することができる。
- 2) 調停者の選択と調停手続きは、各地域の慣習的手続きに基づいて、当事者間の合意によって進めることができる。

30. 暫定的な規定

本布告以前に公布された、土地保有と使用の権利に関係する他の法において定められた権利と義務は、本布告と矛盾しないのであれば、引き続き適用されるものとする。

31. 協力の義務と刑事上の責任

- 1) いかなる者も、本布告を実施する関係者への協力の義務を負うとする。
- 2) 本布告の実施に違反し、妨害するいかなる者も、刑法の規定にしたがって責任があるものとする。

32. 無効で不適當な法律

- 1) 「アムハラ民族州農村部土地管理・利用確定の布告 No.46/2000」は、本布告によって無効とされ、代替される。
- 2) いかなる規定、指針、慣習も、本布告に矛盾する場合は、本布告によって定められた事柄には適用されない。

33. 規定と指針を公布する権限

- 1) 州行政機関は、布告実施に必要な規定を公布することができる。
- 2) 当該庁は、本布告にしたがって公布された規定と本布告を実施するために、指針を公布できる。

34. 発効日

本布告は、州政府のズクルフグ・ガゼタ[アムハラ州官報]で出版された日より効力があるものとする。

バハルダルにて公布

2006年5月29日

アヤレウ・グバゼ

アムハラ州知事